

福岡市の景観色彩に関する基礎的調査

九州産業大学大学院工学研究科

九州産業大学景観研究センター

九州産業大学工学部都市基盤デザイン工学科

学生会員

非会員

正会員

朝海なつき

松山 祐子

山下 三平

1. はじめに

2004年に施行された景観法により、それまで条例やガイドライン等で扱われてきた景観の規制に法的根拠が加えられることになった。景観法で規制しうる建築物の意匠性には、形態と色彩が含まれる。この中で、本研究では色彩に注目する。

景観法で景観行政団体に位置づけられている福岡市は、現在、景観計画を策定しつつある。これに先立ち同市はすでに、1987年から景観条例を施行し、都市景観形成基本計画を策定し、景観施策を実施している。この度の景観計画の策定とともに、景観条例の改正が予定されている。

福岡市都市景観条例では、都市景観の形成を重点的に図る必要がある地区を都市景観形成地区に指定することができる。指定した地区には、景観形成方針と景観形成基準を定める。福岡市がこれまでに都市景観形成地区に指定した地域は、シーサイドももち地区（以降、ももち地区）、御供所地区、天神地区、および香椎副都心地区（以降、千早地区）である（図-1）。

また、都市景観形成地区以外でも、都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等（最高部31m以上もしくは延床面積10,000m²以上）に対して、景観形成指針を定めることができる。新築や大きな改築を行う際に、大規模建築物等新築等届出書の提出が義務付けられ、景観形成指針に基づく指導が行われている。

景観法の施行にともなうつくられる景観計画は、条例による施策の妥当性の検証に基づいたものでなければならない。そこで、これまで福岡市が行ってきた景観の指導・誘導の効果を調査する必要がある。そこで本研究は、建築物の外壁を測色して実態を把握し、都市景観形成基本計画の効果を、色彩について検証することを目的とする。

2. 調査と結果

対象建築物の外壁色を、色彩色差計CS-100（以降、CS-100）とJIS標準色票による視感測色を行い、同時に照度も測る（図-2）。2種類の測色を行うのは、視感測色であればその場で外壁がどのような色が確認できるからである。CS-100の測色結果をもとに、マンセル表色系と日本色研配色体系 Practical Color Co-ordinate System（以降、PCCS）¹⁾に変換し、視感測色の結果も加えて、現在の色彩基準に沿っているか確認する。

2-1 都市景観形成地区

福岡市が都市景観形成地区に指定している4地区の建築外部色彩に関する基準は以下の通りである。

ももち地区内の建築物の外壁色は落ち着いた色とし、広範囲に及ぶ高彩度色の使用は制限されている。御供所地区では、建築物の外壁は周辺の寺社と調和し落ち着いた色とし、自然素材の持つ色をもとに、低彩度の色を使用することが決められている。天神地区では、周辺との調和を図るとあるものの、色彩に関する

キーワード：景観色彩、景観計画、測色、PCCS

連絡先：〒813-8503 福岡県福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学工学部都市基盤デザイン工学科 景観計画研究室

Tel, Fax : 092-673-5691

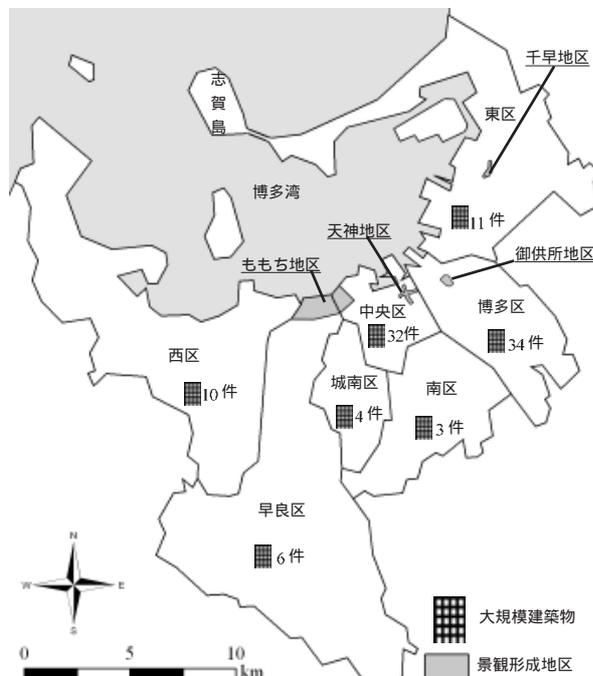


図-1 福岡市の区界、景観形成地区の位置、ならびに各区の大規模建築物の件数

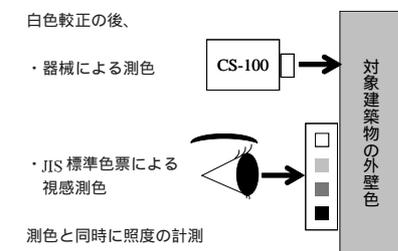


図-2 測色の方法

細かい規定は明記されていない。千早地区の建築壁面は、中高層部の外壁色は彩度6以下、3階以下の低層部は通りのにぎわいに配慮しなければならない。

4地区の中で、外壁色に関する細かい規定が明記されていない天神地区以外の3地区を対象とする。調査日は、千早地区が2006年9月26,27日、御供所地区が10月12日、ももち地区が12月19～22日である。

3地区内にある建築物の外壁色調査の結果を、地区ごとに示すと以下の通りである(図-3,4)。

rO(赤みの橙)から右回りにY(黄)まで、ももち地区は61.2%、御供所地区は70%、千早地区は69.2%と、どの地区の外壁色も6割以上が橙や黄色である。

御供所地区、千早地区は全て彩度6以下だが、ももち地区は6以上の外壁色が4.9%ある。

以上の通り、御供所地区と千早地区は景観形成基準に数値が明記されていないが、高彩度の建築外壁は無く、基準が守られているようである。一方、ももち地区は彩度6以上の高彩度の建築物が見られ、基準が必ずしも守られていないことが分かる。

2-2 大規模建築物

福岡市では、景観形成指針に基づく行為に対して、外壁色を彩度6以下とするように指導・誘導している。2006年9月現在で届出数は2,716件である。その中から無作為に100件選び、外壁色を測色する。そして、調査結果をもとに届出書通りの行為がされているか確認する。

各区ごとの対象建築物の件数は、中央区32件、博多区34件、東区11件、南区3件、城南区4件、早良区6件、西区10件である(図-1)。調査は、2006年11月7日～12月7日の火～木曜日、10時～16時に行った。用途を共同住宅(57件)、店舗・事務所付共同住宅(18件)、その他(25件)に分け、行った調査の結果は以下の通りである(図-5,6)。

橙系の色を示すyR(黄みの赤)から右回りにrY(赤みの黄)まで、共同住宅は87.7%、店舗・事務所付共同住宅は83.3%と8割以上で、その他でも半分以上の56%あった。G(緑)からP(紫)の範囲は、共同住宅5.3%、店舗・事務所付共同住宅は11.1%で、その他は28%と他の分類より多い。用途が共同住宅ではない建築物の外壁は寒色系の色が使われやすいことを表している。

3分類とも、外壁色は彩度6未満である。

以上の通り、指導・誘導の効果が表れていることが分かる。

3. まとめ

今回行った調査の中で、橙系の外壁色が多いことが分かった。福岡市の現在の色彩基準は、周辺の景観と調和した色と彩度6以下としか決められていない。これだけでは、周辺と調和した色とはどんな色なのか判断しにくい。さらに、明度の基準は無い。景観計画の策定にあたり、色彩の実態を踏まえ、色相ごとにより詳細な基準を設定する必要があるものと思われる。

謝辞：本研究は、文部科学省学術フロンティア推進事業「人間 環境系としての景観プロセスに関する学際的研究」(平成15～19年)による助成を得て行われたものである。また、福岡市都市整備局都市管理部都市景観室の皆様には、この調査の機会を与えていただいた。ここに謝意を表す。

参考文献

1)財団法人日本色彩研究所：カラーコーディネーター入門，色彩，改訂版，日本色研事業株式会社，2005。

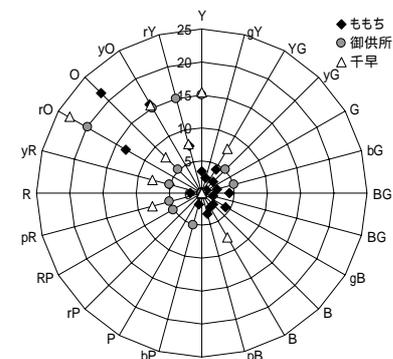


図-3 景観形成地区：地区ごとの建築外壁の色相分布

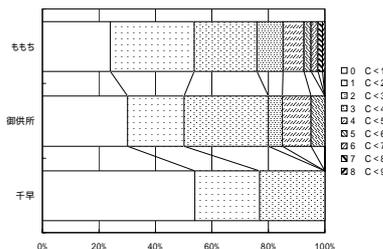


図-4 景観形成地区：地区ごとの建築外壁の彩度分布

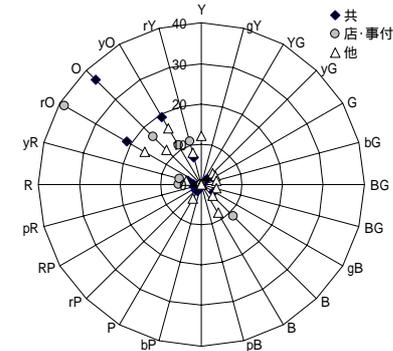


図-5 大規模建築物：用途別の建築外壁の色相分布

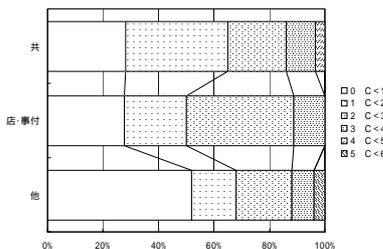


図-6 大規模建築物：用途別の建築外壁の彩度分布